

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時は学生で県外に居住していたが、住民票は実家のあったA市のままだったので、国民年金保険料の免除申請手続を父親が行って来ていた。申立期間を除き、平成4年度から9年度までは全て申請免除期間とされているのに、申立期間の3か月だけが未納とされているのは不自然であり、この時だけ申請が遅れたとは考えられない。きちんと手続しているはずなので、申立期間について、国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生で県外に居住していたが、住民票は実家のあったA市のままだったので、国民年金保険料の免除申請手続を父親が行って来ていたとしているところ、オンライン記録によると、申立人は平成4年\*月(20歳到達時)から10年3月までの期間において、申立期間である3か月を除き、全額申請免除期間とされていることが確認できる。

また、申立人の免除申請を行ったとする父親は、前述のとおり、申立人に係る保険料の免除申請手続を適切に行っていることから、免除制度について習熟していたものとみられる。

さらに、申立人は申立期間の前後を通して学生であったとしており、大きな生活状況の変化は無かったものと考えられ、特に申立期間の保険料のみが免除されないこととなるような事情は見当たらない。

加えて、A市が保管している申立人の年金個人資格免除・訂正履歴内容によると、申立期間に係る免除内容欄には、区分「1 申免」、開始月「H08 04」、終了月「H09 03」と記載されていることが確認でき、申立期間は申請免除期間とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から57年12月まで

私の国民年金については、母親が昭和52年11月頃にA市B区役所で加入手続きを行い、保険料も納付してくれていた。27歳ぐらいからは、私が郵送されてきた納付書により金融機関で保険料を納付した。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和59年5月頃に行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した52年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、57年4月から同年12月までの国民年金保険料については過年度納付することが可能であった。

また、前述の加入手続時期及び申立人のA市の国民年金被保険者名簿の記載内容からみて、申立期間直後の昭和58年1月から59年3月までの保険料は過年度保険料として納付されたものとみられるが、申立人は、自身で保険料の納付を開始したのは27歳頃で、遡って保険料を納付したことは無いとしていることから、当該期間の保険料は母親が過年度保険料として納付したものと推認できる。このことから、母親は、申立人に係る加入手続後、保険料の未納の解消に努めていたことがうかがえるところ、申立人が居住している同市では、国民年金担当窓口において過年度保険料に係る納付書の発行が可能であったとしていることから、加入手続時点において、過年度納付することが可能であつ

た申立期間のうち、57年4月から同年12月までの保険料に係る納付書が発行され、母親が当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

一方、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和59年5月頃を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、この加入手続時点において、申立期間のうち、52年11月から57年3月までの期間については、既に時効が成立しているため、母親が保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間のうち、昭和52年11月から57年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年4月19日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に判明した事実により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を7年11月1日に訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年10月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年12月頃まで

A社で会社主催のクリスマス会に参加した記憶があり、平成7年12月頃まで勤務したはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後の平成7年12月4日付けで、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人が同年4月30日に資格を喪失した旨遡及して処理されているところ、その処理に合理的理由が無いことなどから、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を申立人が国民健康保険に加入した同年10月25日とし、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、23年4月19日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、前回のあっせんでは、上述のとおり国民健康保険に加入した日を申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日として認定しているが、当該あっせん後に、申立人の同社に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められることから、その雇用保険の記録により資格喪失日を認定すべきことが妥当である。

これらを総合的に判断すると、平成23年4月19日付けのあっせんは、事実に

基づく検証が十分行われていなかったものであり、申立人のA社に係る資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である7年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成7年4月から同年10月までの標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所（当時）に届け出た記録から、22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を46年5月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 12 月 26 日から 44 年 6 月 頃 まで  
② 昭和 45 年 12 月 21 日から 46 年 1 月 12 日 まで  
③ 昭和 46 年 4 月 26 日から 同 年 5 月 1 日 まで

B社C営業所での厚生年金保険の加入月数は14か月とされているが、保管している賃金台帳と明細書の枚数から、昭和43年12月以降も勤務していたと思うので、申立期間①について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、D社及びA社では、異動となったことはあるが、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間②及び③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人と同時期にD社からA社に異動した複数の同僚の雇用保険の記録及び申立人が名前を挙げた同僚の証言から判断して、申立人は昭和45年12月21日から同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金

保険料を事業主から控除されていたと認められる。

また、事業所台帳及びオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和46年1月12日であるが、商業登記簿によると、会社設立は45年4月21日であることが確認できる上、申立人と同時期にD社からA社に異動した同僚は、「当時、A社には5人ぐらいの社員が在籍していたと思う。」と証言している上、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が6人確認できることから、申立期間②において同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと推認される。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書に記載された皆勤手当の支給状況から、申立人はA社及びD社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のD社への異動日を確認できる関連資料等はないものの、申立人と同日の昭和46年5月1日付けで、同社において被保険者資格を取得している同僚が複数確認でき、申立人も申立期間③についてはA社に勤務していたとしていることから、申立人の同社における資格喪失日の記録を訂正することが妥当である。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当時の資料が無いため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主



が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、作業員勤務状況報告書賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）8枚及び明細書の写し11枚を提出しており、この合計枚数が申立期間①以前の加入記録のある14か月（14枚以上）より多くあることから、B社の資格喪失日（昭和43年12月26日）後も勤務していたと主張している。

しかし、申立期間①当時、B社に勤務していた複数の同僚によると、「申立人が勤務していたことは覚えているが、いつ退職したのかはつきり覚えていない。」「申立人より先に退職したので分からない。」としており、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人から提出された賃金台帳及び明細書によると、賃金台帳には支給年、明細書には支給年月が記載されておらず、当該期間に係る資料であるか否かを確認することができない。

さらに、当該賃金台帳と明細書を照合したところ、明細書に記載されている本給及び時間外給与の額が、賃金台帳に記載されている基準内合計及び小計の額と同じであるものが6組（12枚）確認でき、この6組は同一月に係るものと考えられる上、オンライン記録によると、昭和42年10月から43年9月までの期間に係る標準報酬月額が3万6,000円（当該額に見合う厚生年金保険料は990円）、同年10月及び11月に係る標準報酬月額は4万2,000円（当該額に見合う厚生年金保険料は1,155円）であるところ、申立人から提出された11枚の明細書によると、全ての明細書において標準報酬月額3万6,000円に見合う厚生年金保険料（990円）が控除されていることが確認できることから、当該明細書は、42年10月から43年9月までの期間に係る明細書であることがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7424

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

私は、学校を卒業してから昭和49年に退職するまで継続してA社に勤務していたが、転勤になった時の厚生年金保険の記録が1か月無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、社員退職金計算書、及び申立期間当時、A社から同社B工場に異動した複数の同僚に係る人事記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和40年7月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間当時、人事異動により、A社において申立人と同日（昭和40年6月1日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同社B工場において資格取得している同僚10人全員について1か月の被保険者期間の欠落が生じていることから、事業主が同年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申

立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月にB社からその関連会社であるA社に転勤したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年4月1日となっており、同年3月の記録が無い。B社からA社に転勤する際、新店舗の開店に伴う異動であるとの説明を受けており、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の異動日を確認できる関連資料は無いが、申立人と同日にB社で資格喪失し、A社で資格取得している複数の同僚の雇用保険記録によると、当該同僚は、申立人と同様に昭和43年2月29日にB社を離職し、同月中にA社にて資格取得していることが確認できるところ、いずれの同僚も「昭和43年3月にB社からA社に転勤した。」と証言していることから、申立人は、同年2月まではB社に勤務し、同年3月1日からA社に勤務していたことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、A社は、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和43年4月1日に適用事業所となっているが、商業登記簿によると、

会社設立は42年12月1日であることが確認できる上、申立人のB社における資格喪失日（43年3月1日）と同日に資格喪失している同僚54人が、A社において申立人と同日（同年4月1日）に資格取得しており、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年4月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、B社及びA社に継続して勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言から判断して、申立人がB社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（同社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のB社における資格喪失日（昭和54年7月31日）及びA社における資格取得日（同年8月1日）が同日である同僚6人のうち1人の同僚から提出された源泉徴収票によると、当該同僚は、同年6月30日までB社に勤務し、同年7月1日からA社に勤務していたことが確認できることから、申立人も同様に、申立期間においては既に同社で勤務していたことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、A社は、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和54年8月1日に適用事業所となっているが、商業登記簿によると、会社設立は同年6月29日であることが確認できる上、申立人のB社における資格喪失日（同年7月31日）と同日に資格喪失している同僚6人全員が、A社において申立人と同日（同年8月1日）に資格取得しており、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが

妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年8月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から50年7月まで

私は、昭和48年8月に会社を退職した時、父親から国民年金保険料は忘れずに納付するように言われ、毎月、郵便局か金融機関で納付していたと思う。1か月分の納付金額については覚えてないが、50年に夫が会社を退職してからは家計上二人分の保険料を納付するのは、きついなと思ったことを覚えている。領収書は10年ほどで廃棄してしまい、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月又は同年9月頃に、国民年金の加入手続をA市役所で行ったとしているものの、国民年金手帳の受領時期についての記憶は無く、保険料の納付についても、毎月、郵便局か金融機関で納付したとするのみで、納付時期及び納付金額についての記憶も全く無いとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である上、申立期間当時の同市における保険料収納は、原則として3か月単位であり、毎月納付していたとする申立人の記憶と相違している。

また、国民年金被保険者台帳、国民年金手帳記号番号払出簿等によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月頃にA市において夫と連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、同年8月10日を強制加入被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者記録、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも一致する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間に



において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間については、夫が厚生年金保険被保険者（昭和 50 年 8 月資格喪失）であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するが、任意加入の対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って保険料を納付することもできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の検認記録欄は昭和 50 年 8 月以降からの納付とされていることが確認できるほか、申立人の国民年金被保険者台帳の同年 7 月の納付記録欄には、当該月まで納付する必要が無いことを表す「ここまで不要」のゴム印が押されていることが確認でき、これらの記録にオンライン記録との食い違いは無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7427

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月頃から 60 年 11 月 1 日まで  
A社での資格取得日が昭和60年11月1日となっているが、私の記憶では、離婚して生活のため二人の子供を保育園に入園させ、59年4月頃から同社へ入社した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の証言により、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時のA社の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の資料は保存していない。当時、営業職は30人以上勤務しており、すぐに退社する者も多かったため、入社時に本人の希望があれば厚生年金保険に加入させていた。営業職であった申立人が入社時に厚生年金保険に加入したかどうかは分からない。」と回答している上、同社の経理担当者は、「申立期間当時に従業員の給与計算をしていたが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和60年11月1日であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、オンライン記録によると、申立期間のうち、59年4月から60年3月までの期間については、国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7428 (事案 7012 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月から 52 年 7 月まで  
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 7 月まで

私は、A社で勤務していた際に、毎年1万円から2万円の昇給があったはずだが、標準報酬月額の記録は、申立期間①は前年と変わらず、申立期間②は前年より下がった記録になっている。調査して、記録を訂正してほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成24年2月1日付けで一部期間のみ少額の訂正が必要であるとする通知文書もらった。

しかし、申し立てた全期間が訂正されるべきであり、判断の理由が合理的でなく不自然である。給与明細書は廃棄して持っていないが、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立期間②のうち、昭和55年11月について、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与が支給され、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることから、当該期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当であるとの年金記録の訂正のほか、申立期間②のうち、同年10月及び同年12月から56年7月までの期間について、当該賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わないこと、並びに申立期間①について、i) A社は、「当時の厚生年金保険に関する資料

は保管していないので、申立人の給与額及び保険料控除額は分からない。」と回答していること、ii) 申立期間①当時の複数の同僚は、「当時の給与明細書等の保管は無い。自身の記録に不自然さは無い。」と回答していること、iii) 申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額には遡って訂正された形跡は見当たらないこと、iv) 申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月1日付け年金記録の一部訂正が必要であるとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「申し立てた全期間が訂正されるべきであり、判断の理由が合理的でなく不自然である。給与明細書は廃棄して持っていないが、再調査の上記録を訂正してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 7429 (事案 7264 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

前回の申立てについては、平成24年5月9日付けで標準報酬月額を22万円に訂正する通知をもらった。

しかし、私の申立期間直前の標準報酬月額は24万円、申立期間直後については30万円となっているにもかかわらず、前回の審議において、申立期間に係る標準報酬月額が22万円と決定されたことには納得できない。私は、A社で給与を減額された記憶は無いし、同僚の給与を根拠に、標準報酬月額を22万円と決定しているが、当該同僚よりも給与は高額であった。新たな資料は無いが、再度調査の上、申立期間について、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の標準報酬月額は、申立期間直前の昭和58年3月までは24万円であるが、申立期間においては17万円に減額され、61年4月からは30万円に増額されていることが確認できること、ii) 申立期間当時、複数の同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認できること、申立人と同じ58年4月1日に標準報酬月額が減額されている同僚から提出された給料支払明細書によると、当該同僚は、申立期間において、標準報酬月額(22万円)に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できること、iii) 申立人は、申立期間において、少なくとも、上述の同僚の同年4月の標準報酬月額に基づく保険料と同額が控除されていたことが推認できることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成24年5月9日付け年金記録の訂正が必要であるとする通知が行

われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料は無いが、前回の申立てにおける標準報酬月額決定に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。